

(新配置 受講時間が足りなかった場合)

理 由 書

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年 2 月 3 日厚生省令第 3 号）に基づく研修を受講していましたが、（理由）により受講時間が規定時間数に達しなかったため修了できませんでした。

今後とも薬事法を遵守し、自らの資質の向上に努めてまいります。

年 月 日

住所

氏名

栃木県知事 様

(新配置 全く受講しなかった場合)

顛 末 書

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年 2 月 3 日厚生省令第 3 号）に基づく研修について (理 由) により受講しませんでした。

今後とも薬事法を遵守し、自らの資質の向上に努めるとともに、次回は必ず受講することを誓約し、ここに顛末書を提出します。

年 月 日

住所

氏名

栃木県知事

様